

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令案参照条文

目次

◎	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（抄）	1
◎	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）（抄）	3



◎絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（抄）

（定義等）

第四条（略）

2（略）

3 この法律において「国内希少野生動植物種」とは、その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であつて、政令で定めるものをいう。

4 この法律において「国際希少野生動植物種」とは、国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く。）であつて、政令で定めるものをいう。

5 この法律において「特定国内希少野生動植物種」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であつて、政令で定めるものをいう。

一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること。

二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。

6（略）

（希少野生動植物種保存基本方針）

第六条 環境大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて希少野生動植物種の保存のための基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めるものとする。

2 前項の基本方針（以下この条において「希少野生動植物種保存基本方針」という。）は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一・二（略）

三 希少野生動植物種の個体（卵及び種子であつて政令で定めるものを含む。以下同じ。）及びその器官（譲渡し等に係る規制等のこの法律に基づく種の保存のための措置を講ずる必要があり、かつ、種を容易に識別することができるものであつて、政令で定めるものに限る。以下同じ。）並びにこれらの加工品（種を容易に識別することができるものであつて政令で定めるものに限る。以下同じ。）の取扱いに関する基本的な事項

項

四～六（略）

3～5（略）

（譲渡し等の禁止）

第十二条 希少野生動植物種の個体等は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り（以下「譲渡し等」という。）をしてはならない。ただ

し、次に掲げる場合は、この限りでない。

一・二 (略)

三 国際希少野生動植物種の器官及びその加工品であつて本邦内において製品の原材料として使用されているものとして政令で定めるもの（以下「原材料器官等」という。）並びにこれらの加工品のうち、その形態、大きさその他の事項に関し原材料器官等及びその加工品の種別に応じて政令で定める要件に該当するもの（以下「特定器官等」という。）の譲渡し等をする場合

四〇七 (略)

2 (略)

(輸出入の禁止)

第十五条 特定国内希少野生動植物種以外の国内希少野生動植物種の個体等は、輸出し、又は輸入してはならない。ただし、その輸出又は輸入が、国際的に協力して学術研究をする目的とするものその他の特に必要なものであること、国内希少野生動植物種の本邦における保存に支障を及ぼさないものであることその他の政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

2 (略)

(個体等の登録)

第二十条 国際希少野生動植物種の個体等で商業的目的で繁殖させた個体若しくはその個体の器官又はこれらの加工品であることその他の要件で政令で定めるもの（以下この章において「登録要件」という。）に該当するもの（特定器官等を除く。）の正当な権原に基づく占有者は、その個体等について環境大臣の登録を受けることができる。

2〇10 (略)

(経過措置)

第五十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

◎絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）（抄）

（国内希少野生動植物種等）

第一条 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）第四条第三項の国内希少野生動植物種は、別表第一に掲げる種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）とする。

2 法第四条第四項の国際希少野生動植物種は、別表第二に掲げる種とする。

3 法第四条第五項の特定国内希少野生動植物種は、別表第三に掲げる種とする。

（希少野生動植物種の卵及び種子）

第二条 法第六条第二項第三号の政令で定める卵及び種子は、次に掲げるものとする。

一 緊急指定種のうち環境大臣が指定するものの卵及び種子

二 次に掲げる規定に掲げる種の卵

イ 別表第一の表一

ロ 別表第一の表二の第一の二から四まで並びに六のイの(3)の1の項、(4)の1の項、3の項及び4の項、(5)並びに(7)並びにハ

ハ 別表第二の表一

ニ 別表第二の表二の第一の二

三 別表第一の表二の第二の(4)、(7)の1の項、(8)、(10)、(12)、(16)、(17)、(22)、(25)及び(26)に掲げる種の種子

（希少野生動植物種の器官）

第二条の二 法第六条第二項第三号の政令で定める器官は、別表第四の科名の欄に掲げる希少野生動植物種の科の区分に応じ、それぞれ同表の器官の欄に定める器官とする。

（希少野生動植物種の加工品）

第二条の三 法第六条第二項第三号の政令で定める加工品は、次に掲げるものとする。

一 希少野生動植物種の個体の剥製その他の標本（剥製として製作する過程のものを含み、さく葉標本（植物を圧して乾燥させて製作した標本をいう。）を除く。）

二 別表第四の科名の欄に掲げる希少野生動植物種の科の区分に応じ、それぞれ同表の加工品の欄に定める物品（これらの物品として製造する過程のものを含む。）

(原材料器官等)

第二条の四 法第十二条第一項第三号の原材料器官等は、別表第五の科名の欄に掲げる国際希少野生動植物種の科の区分に応じ、それぞれ同表の原材料器官等の欄に定める器官及びその加工品とする。

(個体等の輸出入の要件)

### 第三条 (略)

2 法第十五条第一項の政令で定める要件は、輸入については、輸入しようとする国内希少野生動植物種の個体等が、別表第一の表一に掲げる種の個体等であり、かつ、学術研究若しくは繁殖の目的でその個体等を輸出することを許可した旨のその輸出国の政府機関の発行する証明書(輸出国がその個体等の輸出を許可に係らしない場合にあつては、輸出国内において適法に捕獲し、採取し、若しくは繁殖させた個体又はその個体から生じた器官等(その個体の一部であつた器官又はその個体若しくはその個体の一部であつた器官を材料として製造された加工品をいう。以下同じ。)である旨のその輸出国の政府機関の発行する証明書)が添付されていること又は同表の表二に掲げる種の個体等であることとする。

### 3 (略)

(個体等の登録の要件)

第四条 法第二十条第一項の政令で定める要件は、別表第二の表二に掲げる種の個体等であつて次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

- 一 本邦内において繁殖させた個体又はその個体から生じた器官等であること。
- 二 別表第二の表二の種名の欄に掲げる種の区分に応じ、それぞれ同表の適用日の欄に定める日前に、本邦内で取得され、又は本邦に輸入された個体(当該取得又は輸入に係る個体から生じた器官等を含む。)、器官(当該取得又は輸入に係る器官を材料として製造された加工品を含む。 ) 又は加工品(当該取得又は輸入に係る加工品を材料として製造された加工品を含む。 ) であること。
- 三 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十七条の許可を受けて輸入された個体(当該輸入に係る個体から生じた器官等を含む。)、器官(当該輸入に係る器官を材料として製造された加工品を含む。 ) 又は加工品(当該輸入に係る加工品を材料として製造された加工品を含む。 ) であつて、次のイからハまでのいずれかに該当するものであること。
  - イ 商業的目的で繁殖させた個体又はその個体から生じた器官等であること。
  - ロ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の適用される前に、輸出国内で取得され、又は輸出国に輸入された個体(当該取得又は輸入に係る個体から生じた器官等を含む。 )、器官(当該取得又は輸入に係る器官を材料として製造された加工品を含む。 ) 又は加工品(当該取得又は輸入に係る加工品を材料として製造された加工品を含む。 ) であることをその輸出国の政府機関が証明したものであること。
- ハ 別表第六の種名の欄に掲げる種ごとに、それぞれ同表の個体群の欄に掲げる個体群の区分に応じ、同表の個体等の欄に定める個体等(当該

個体群に属する個体又はその個体から生じた器官等に限る。)であること。

(特定国際種事業に係る特定器官等)

第五条の二 法第三十三条の二の政令で定める特定器官等は、次に掲げるものとする。

- 一 別表第五の1の項に掲げる原材料器官等のうち牙及びその加工品に係る特定器官等
- 二 別表第五の3の項に掲げる原材料器官等のうち甲及びその加工品に係る特定器官等

(適正に入手された原材料に係る製品)

第五条の五 法第三十三条の七第一項の政令で定める製品は、別表第五の1の項に掲げる原材料器官等のうち牙に係るものを原材料として製造された装身具、調度品、楽器、印章その他の環境省令、経済産業省令で定める製品(その原材料器官等を使用した部分が僅少でないこと、その部分から種を容易に識別することができることその他の環境省令、経済産業省令で定める要件に該当するものに限る。)とする。

別表第一 国内希少野生動植物種（第一条、第二条、第三条関係）

表二

項	種	名
第一	動物界	(略)
六	昆虫綱	
イ	甲虫目	(略)
	(4) げんごろう科	(略)
	(5) くわがたむし科	(略)
	(6) はなのみ科	(略)
	(7) こがねむし科	(略)
ハ	ちょう目	(略)
	(1) しじみちょう科	(略)
2	<i>Maculinea teleius kazamoto</i> (ゴアジジミ本州中部亜種)	
3	<i>Plebejus subsolanus iburiensis</i> (アサアジジミ北海道亜種)	
4	<i>Shijimia moorei moorei</i> (ゴアジジミ)	(略)
	ニ ばった目	
	(1) ばった科	(略)
	ホ とんぼ目	(略)
	七 腹足綱	
	イ 柄眼目	
	(1) なんぼんまいまい科	(略)
第二	植物界	
	(1) さといも科	
1	<i>Rhaphidophora kortharii</i> (サキツバハゴカズラ)	
2	<i>Rhaphidophora lukienensis</i> (ヒメハゴカズラ)	
	(2) ちやせんしだ科	(略)
2	<i>Asplenium griffithianum</i> (フササジラソ)	
3	<i>Hymenaspplenium cardiophyllum</i> (ヒメタニワタリ)	
	(3) めしだ科	(略)
	(4) きぐ科	(略)
	(5) こばのいしかぐま科	(略)
	(6) おしだ科	(略)
1	<i>Polystichum obae</i> (アサミデヅタ)	
	(7) つつじ科	(略)
	(8) りんどう科	(略)
	(9) いわたばこ科	(略)



			(略)
	(10)	しそ科	(略)
			(略)
	(11)	ひかげのかずら科	(略)
			(略)
	(12)	のぼたん科	(略)
			(略)
	(13)	すいれん科	(略)
			(略)
	(14)	らん科	(略)
			(略)
11		<i>Dendrobium okinawense</i> (オキナワセッコク)	
12		<i>Hancockia uniflora</i> (ヒメクリソラン)	
13		<i>Liparis viridiflora</i> (コゴメキノエラン)	
14		<i>Macodes petola</i> (ナンバンカメモラン)	
15		<i>Malaxis boninensis</i> (ソマホザキラン)	
16		<i>Phaius mishmensis</i> (ヒメカクラン)	
17		<i>Platanthera sonoharae</i> (クニガミトソボソウ)	
18		<i>Platanthera stenglossa</i> ssp. <i>iriomotensis</i> (イリオモテトソボソウ)	
19		<i>Thrixspernum fantasticum</i> (ハガクレナガミラン)	
20		<i>Vrydagzynea nuda</i> (ミソボシラン)	
	(15)	きじのおしだ科	(略)
			(略)
	(16)	こしろう科	(略)
			(略)
	(17)	とべら科	(略)
			(略)
	(18)	はなしのぶ科	(略)
			(略)
	(19)	さくらそう科	(略)
			(略)
	(20)	きんぼうげ科	(略)
			(略)
	(21)	ゆきのした科	(略)
			(略)
	(22)	はいのき科	(略)
			(略)
	(23)	ななばけしだ科	(略)
			(略)
	(24)	ひめしだ科	(略)
			(略)
	(25)	おみなえし科	(略)
			(略)
	(26)	くまつづら科	(略)
			(略)

別表第二 国際希少野生動植物種 (第一条、第二条、第四条関係)

表二

項	種	名	適用日
第一	動物界		
	一 哺乳綱		
	イ 偶蹄目		(略)

	(2) うし科	(略)	
26	<i>Ovis orientalis ophion</i> (キブロスムフロン)	昭和55年11月4日	
27	<i>Ovis vignei vignei</i> (ラダックウカリアル)	昭和55年11月4日	
	口 食肉目	(略)	
	(3) ねこ科	(略)	
20	<i>Puma concolor coryi</i> (フロリダピューマ)	昭和55年11月4日	
21	<i>Puma concolor costaricensis</i> (コスタリカピューマ)	昭和55年11月4日	
22	<i>Puma concolor cougar</i> (ペンスシルバニアピューマ)	昭和55年11月4日	
23	<i>Puma yagouaroundi</i> (ジャガランダ)	昭和55年11月4日	
24	<i>Uncia uncia</i> (ユキヒヨウ)	昭和55年11月4日	
	ハ くじら目	(略)	
	(7) ねずみいるか科	(略)	
1	<i>Neophocaena phocaenoides</i> (スナメリ)	昭和55年11月4日	
2	<i>Phocoena sinus</i> (コガシラネズミイルカ)	昭和55年11月4日	
	リ バンデイクート目	(略)	
	(2) ミミナガバンデイクート科	(略)	
	ヌ 奇蹄目 <sup>ツバ</sup>	(略)	
	(1) うま科	(略)	
6	<i>Equus zebra zebra</i> (クーヤマシマウマ)	昭和55年11月4日	
	ル 霊長目	(略)	
	(1) アテリダエ科	(略)	
5	<i>Ateles geoffroyi panamensis</i> (アカクモザル)	昭和55年11月4日	
	(3) おながざる科	(略)	
		(略)	
4	<i>Macaca silenus</i> (シシオザル)	昭和55年11月4日	
5	<i>Mandillus leucophaeus</i> (ドリル)	昭和56年6月6日	
6	<i>Mandillus sphinx</i> (マソドリル)	昭和56年6月6日	
7	<i>Nasalis larvatus</i> (テングザル)	昭和55年11月4日	
8	<i>Ptilocolobus kirkii</i> (ザンピアアカコロボス)	昭和55年11月4日	
9	<i>Ptilocolobus rufomitratus</i> (アカコロブス)	昭和55年11月4日	
10	<i>Presbytis potenziani</i> (オナガラゾグール)	昭和55年11月4日	
11	<i>Pygathrix</i> 属 (トウクモンキー属) 全種	<i>Pygathrix nemaeus</i> (アカテシドウクモンキー) の個体等については昭和55年11月4日、その他の種の個体等については昭和60年8月1日	
12	<i>Rhinopithecus</i> 属 (リノピテクス属) 全種	昭和60年8月1日	
13	<i>Semnopithecus ajax</i> (セムノピテクス・アヤクス)	昭和55年11月4日	
14	<i>Semnopithecus dussumieri</i> (セムノピテクス・ドゥスマエリ)	昭和55年11月4日	
15	<i>Semnopithecus entellus</i> (ハヌマソングール)	昭和55年11月4日	
16	<i>Semnopithecus hector</i> (セムノピテクス・ヘクトル)	昭和55年11月4日	
17	<i>Semnopithecus hypoleucus</i> (マラバールゾグール)	昭和55年11月4日	
18	<i>Semnopithecus priam</i> (セムノピテクス・プリラム)	昭和55年11月4日	

19	<i>Semnopithecus schistaceus</i> (セムノピテクス・スキスタケウス)	昭和55年11月4日
20	<i>Simias concolor</i> (メノタウエーコバサテングザル)	昭和55年11月4日
21	<i>Trachypithecus geei</i> (トールデングザール)	昭和55年11月4日
22	<i>Trachypithecus pileatus</i> (ボウシラングール)	昭和55年11月4日
23	<i>Trachypithecus shortridgei</i> (トラキユピテクス・ソルトリトゲイ)	昭和55年11月4日
	(略)	
	(8) いんどり科	
1	いんどり科全種	昭和55年11月4日
	(略)	
	ヲ 長鼻目	(略)
	ヲ 齧 <sup>げっ</sup> 歯目	(略)
	カ 海牛目	(略)
	二 鳥綱	(略)
	ワ おうむ目	(略)
	(1) おうむ科	(略)
	(3) いんこ科	(略)
26	<i>Eunympheicus cornutus</i> (ヘイウインコ) ( <i>Eunympheicus cornutus cornutus</i> (エウニユンフイクス・コルヌトウス・コルヌトウス) 及び <i>Eunympheicus cornutus uvaensis</i> (エウニユンフイクス・コルヌトウス・ウヴァエエンスイクス) を含む。)	平成12年7月19日
	(略)	
	三 爬虫綱 <sup>サ</sup>	
	ハ とかげ亜目	(略)
	(1) カメレオン科	(略)
	(2) どくとかげ科	(略)
	(3) たてがみとかげ科	(略)
	(4) かなへび科	(略)
	(5) おおとかげ科	(略)
	ホ かめ目	(略)
	(7) りくがめ科	(略)
3	<i>Chelonoidis nigra</i> (ガラパゴスゾウガメ)	昭和55年11月4日
	(略)	
	四 両生綱	
	イ 無尾目	
	(1) ひきがえる科	
1	<i>Altiphyrnooides</i> 属 (コウチヒキガエル属) 全種	昭和55年11月4日
2	<i>Amietophrynus superciliosus</i> (カメルーンヒキガエル)	昭和55年11月4日
3	<i>Atelopus zeteki</i> (ツエテクマガイトクガエル)	昭和58年7月29日
4	<i>Inciilius periglenes</i> (オレンジヒキガエル)	平成7年2月16日
5	<i>Nectophrynooides</i> 属 (コモチガエル属) 全種	昭和55年11月4日
6	<i>Nimbaphrynooides</i> 属 (ニシコモチヒキガエル属) 全種	昭和55年11月4日

	(2) ひめがえる科	
1	<i>Dryscophus antongilii</i> (アソトシギルガエル)	昭和62年10月22日
		(略)
	七 肉鱸亜綱	
		(略)
	十 腹足綱	
	イ 柄眼目	(略)
	第二 植物界	
		(略)
	(4) サボテソ科	(略)
		(略)
9	<i>Escobaria sneedii</i> (エスコバリア・スネエディア) ( <i>Escobaria I eei</i> (エスコバリア・レエイ) を含む。)	昭和58年7月29日
		(略)
11	<i>Mammillaria solisoides</i> (マソミルラリア・ソリスイオイデス)	昭和58年7月29日
12	<i>Melocactus conoides</i> (メロカクタウス・コノイデウス)	平成4年6月11日
13	<i>Melocactus deinacanthus</i> (メロカクタウス・デアイナカントウス)	平成4年6月11日
14	<i>Melocactus glaucescens</i> (メロカクタウス・グラーウケスケンス)	平成4年6月11日
15	<i>Melocactus paucispinus</i> (メロカクタウス・パウキスピナス)	平成4年6月11日
16	<i>Obregonia denegrii</i> (帯冠)	昭和56年6月6日
17	<i>Pachyereus militaris</i> (パキユケレウス・ミリタリス)	昭和58年7月29日
18	<i>Pediocactus bradyi</i> (ペディアオカクタウス・ブラヂユイ) ( <i>Pedio cactus bradyi</i> ssp. <i>despainii</i> (ペディアオカクタウス・ブラヂユイ・デスパイニイ) 及び <i>Pediocactus bradyi</i> ssp. <i>winkleri</i> (ペディアオカクタウス・ブラヂユイ・ウインクレリ) を含む。)	昭和58年7月29日
19	<i>Pediocactus knowltonii</i> (ペディアオカクタウス・クノウルトニイ)	昭和58年7月29日
20	<i>Pediocactus paradinei</i> (ペディアオカクタウス・パラデアネイ)	昭和58年7月29日
21	<i>Pediocactus peeblesianus</i> (ペディアオカクタウス・ピエズレスイアヌス)	昭和58年7月29日
22	<i>Pediocactus sileri</i> (ペディアオカクタウス・スイレリ)	昭和58年7月29日
23	<i>Pelecyphora</i> 属 (ペレキユフオラ属) 全種	<i>Pelecyphora aselliformis</i> (精巧丸) 及び <i>Pelecyphora strobiliformis</i> (ペレキユフオラ・ストロピフォルミス) の個体等については昭和56年6月6日、その他の種の個体等については昭和60年8月1日
24	<i>Scleroactus brevihatatus</i> ssp. <i>tobuschii</i> (スクレロカクタウス・ブレイハタス・トブスキイ)	昭和58年7月29日
25	<i>Scleroactus erectocentrus</i> (スクレロカクタウス・エレクトケンセントルス)	昭和58年7月29日
26	<i>Scleroactus glaucus</i> (スクレロカクタウス・グラーウクス)	昭和58年7月29日
27	<i>Scleroactus mariposensis</i> (スクレロカクタウス・マリポセンシス)	昭和58年7月29日
28	<i>Scleroactus mesae-verdae</i> (スクレロカクタウス・メサエーヴェルダエ)	昭和58年7月29日
29	<i>Scleroactus nyensis</i> (スクレロカクタウス・ニユエンシス)	平成15年2月13日
30	<i>Scleroactus papyracanthus</i> (スクレロカクタウス・パピユラカントウス)	昭和58年7月29日
31	<i>Scleroactus pubispinus</i> (スクレロカクタウス・プビスピナス)	昭和58年7月29日
32	<i>Scleroactus wrightiae</i> (スクレロカクタウス・ウリグザティアエ)	昭和58年7月29日
33	<i>Stromboeactus</i> 属 (ストロンボカクタウス属) 全種	昭和58年7月29日
34	<i>Turbincarpus</i> 属 (トウルベニカルプス属) 全種	<i>Turbincarpus laui</i> (トウルベニカルプス・ラウイ)、 <i>Turbincarpus lophophoroides</i> (トウルベニカルプス・ロフオフロイデス)、 <i>Turbi</i>

			<i>nicarpus pseudomacrochele</i> (長城丸)、 <i>Turbnicarpus pseudopectinatus</i> (トウルベニカルプス・ブセウドベクテイナトウス)、 <i>Turbnicarpus schmidickeanus</i> (昇龍丸)及び <i>Turbnicarpus valdezianus</i> (トウルベニカルプス・ヴァルデジアヌス)の個体等については昭和58年7月29日、その他の種の個体等については平成4年6月11日
35	<i>Uebelmannia</i> 属 (ウエベルマンニア属) 全種	(略)	平成4年6月11日
	(14) やし科		
1	<i>Chrysaliidocarpus decipiens</i> (クリエサリドカルプス・デキピエンズ)	(略)	平成17年1月12日
	(20) フロリダソてつ科	(略)	
2	<i>Chigua</i> 属 (キグア属) 全種	(略)	平成2年1月18日
3	<i>Encephalartos</i> 属 (オニソテツ属) 全種	(略)	昭和55年11月4日
4	<i>Microcyas calocoma</i> (ミクロキユカス・カロコマ)	(略)	昭和60年8月1日

別表第三 特定国内希少野生動植物種 (第一条関係)

項	種	名
第一	植物界	
(1)	おしだ科	(略)
(2)	りんどう科	(略)
(3)	らん科	(略)
(4)	はなしのぶ科	(略)
(5)	きんぼうげ科	(略)
(6)	ななぼけしだ科	(略)

別表第四 器官及び加工品 (第二条の二、第二条の三関係)

項	科	名	器	官	加	工	品
第一	動物界						
一	哺乳綱						(略)
ホ	奇蹄目						(略)
へ	靈長目						(略)
ト	長鼻目						(略)
チ	齧歯目						(略)
リ	海牛目						(略)

別表第五 原材料器官等（第二条の四、第五条の二、第五条の五関係）

項	科 名	原 材 料 器 官 等
1	ぞう科	皮及びその加工品、牙及びその加工品
2	おおとかげ科	皮及びその加工品
3	うみがめ科	皮及びその加工品、甲及びその加工品

別表第六 登録対象個体群（第四条、第五条関係）

項	種 名	個 体 群	個 体 等
(略)			
19	<i>Crocodylus acutus</i> (アメリカワニ)	キューバの個体群	個体、加工品
(略)			
22	<i>Crocodylus porosus</i> (イリエワニ)	オーストラリア、インドネシア及びパプアニューギニアの個体群	個体、加工品
(略)			